武野燭譚

丑

增4
775
130

曽4
775
130

武野燭談卷之十七

一何とぞの年ころ赤穂浅井預かる忠勝牛四の家ありて
先城にありし部屋家にて仕候ひ文忠吉小藩り相田
倉の方小前方子息の和屋ありて今の御屋敷なり
此時も此和屋にて聚来改め賛かさるかたもせるる小藩
の者洋林紙丸術して逃走しある時小藩に忠勝右衛
門忠相の兄弟ありて紙徒仕代かくこてまぐ徐角
の意姿かくく祖父忠勝のかつてつくの料小次の君小藩り
在けるう紙小代物と主たくくくけかくく祖父の修へ
行推くも行事とくくく見代なく在けるる預別の例小
在ありと彼沸林と抱臣うれありる祖父も見とくてまく祖け
かうふ乳母の咲くう事うなくく巻てかくなるくく縁西し

東京帝国大学図書之印

貴賤せつ〻ゐの代人々はかりて見とゝひ代
しあるかうと〻後光城をもとして見事の手を引出てふ
宣ひ〻ハ源氏秘蔵ハ見の筆量をもかとゝかく掛へ
つるものゝ那秘蔵代ハ者るれハ泊るもん蝙子かゝハ拾く
なゆゝまふまゝ事そゝ唯今秘蔵代と参るゝ者
なるとゝ貴賤〻なるそ沖を氣ハ分ても事小御ゝる色
なるハ知ふ見へ〻ゝ旅人の空有ゝく宣ひかゝ也
城あるもの城ふ見事合ゝく和ゝゝたのゝゝ中ゝゝや
ゝ後ゆゝれ〻ゝ生ふ武藝師ゝ京中力量の事ふ
なゆ〻ゝ成見ゝゝ法師ゝるゝ忠澄秘蔵の三ヶ月と云るゝ
右京亮忠相（大岡越前守忠相）頼りふ也ゝ悔もれるふ見
時家臣の方来源ゝ要日東新見つかゝ云男ゝも力拾〻

者の中ふ春盤の渦代を一束小拾て蝙蝠代あかゝ消を
ゝみて遠江ゝ（ゝ府八ハ和賀依）ゝ向ゝ右京亮ゝ中ゝれ〻ハ春盤ふ
て蝙蝠消を代の事ハ成の一つゝ〻ゝ拾ゝの事あゝ〻遠江
ゝ自ゝ伝城の者の力ゝ〻ゝゝ出ゝれ者め中〻成
ゆ〻不入事〻ゝひ消ゝゝといや成ゝ〻見事ゝ〻ゝ
今れ者ゝゝ〻ハ見拾ゝ屋〻ゝ者ゝふ右京亮ゝ行ハ
備ふ行ゝん前尾結消〻ゝ〻ゝ拾ゝハ日法ゝ馬ゝゝ
ゝ〻行ゝ法ゝハ者ゝ代ゝ〻ゝ代ゝ
ゝ拾ゝ蘭ゝゝ者ゝ者ゝ代ゝ者ゝ代ゝ
拾ゝ者ゝ春盤の渦の日の一代大拾ふゝ〻ゝゝふ
拾ゝゝゝ〻ゝ代一ゆゝふゆゝ門ゝゝふゝ消れ者ゝ遠江ゝ
元ゝゝ者〻ゝ中ゝ者ゝ〻ゝ者ゝれ〻ゝ馬ゝれゝ者日の夕

うけて二十月に成事せ給ふ事と
又修理大夫忠重卿と云ふ者有
宮ひしに仕へ給ふに力くらべ
形ち勇かに力量かに形ち
言葉も大将に成べき
神力給て法せ給ふ
時に忠重は暴将の働なり
ふして是に而小豆の粥を
一寛文の末山年に元食非人
小屋と郷ノ意に成り
云牧場に小屋に成
沖に今日の仇酒と
腸に入ぬ物也と食して
故郷に小屋も
昔小屋に住給
共町へ母子の
右衛と動
仰り
古へ門
別也
さかりつ
不敬
いまめ
其日の

と俗なるハ物ごと事をも重く沙汰し罪せらるゝ所一しか
たくひの俗ハ其後ふしむ色あれ諸ふ拘ハ佗方あるなし
止とのうこそ一朵しく重飛詞の出しいも此月の
正も慈仁深く秋奥方よ止仕りて女中まで深く何
かくもひ情くも暖かし縁付ら倡しく奥方の
法度定くもあるよし

比次三ヶ条 様すり 奥ニ加入
一日本の深山ハ悉く金銀銅鉄の蔓をひなして中にも
吉野不二弟姫の銀かく人更に手を付る事なかりし
奥州金華山日本宮初の金山にて今も又建立成なりし当
山なれハ人家ふ半かし佗後のこハ堀らせられ向く小判
事かし多くの黄金を出せり然れとも日本の金大概
掘尽りたる事にし多く取れハ却て天下の害之を記こ

於まけとの　東照宮の御きもしとて其分料と
御代々守らせ給へ事しろや金庭の者共打寄お渡し
けるハ今子も多くふ銀何かし入吹段の時々日本の金何程
の数多く成るを経るり但し其金の位かりし当りましく
の事めして世上の事宝何増倍の御徒用し公義を借り
て已等か当時の渡世す一切かくなるを見て当時の
先治の中のして太虎はまかりにハ雅ひ成程なる
そくいひ金く但馬なふ人をして中へ入なる公儀御徒
用と打取布形書といハなまれ出ておいて川ょくく侍
をふ其御法のもあれハよしや大金なやく但馬なふ
中へ入る人をかくまく何ひ誠にあるに其附宜ひあるハ
町の者共形ひ申立る節大小遠ひたる金銀くいふハ七貫

の風上なりし。和漢ともに古今の位と一條川下り
て次第に衰へさしもの事は中々に云ふべからず節にて無き故へ
什る事も叶はぬなり。近代は昔の如くに絵ならず今様なく
抑様古今の道さしけれとも、古にも劣らぬ事と
又次の位の今に吹きへく日本の今の位と謂さけんは
下の万葉の名に示しに行しは此書付置し中よき道
ぞかし。此古風組よる倹約發端と申ゆひかるとのめく
費をいとひ御為しいとく求られんと斗けると古代と
に改革と成しある

一 古風相撲よる政事より当年の内又組馬ちに付へし庵從之の
中へ打交り次の男に依勤役させある御書付月捧せしと
のく無有は小姓の勤にある事なし。かく生涯ある者へ

御事に多能なりし、下の者とよく知りぬるに貞享の初め
大坂御城代武万石の御加恩ありしより、其用事もなく
京都諸司代より老中補佐の職に任しかるに弓馬稽
古不怠家中の老若も武芸に怠む事と諱に應称あり
ある弓好みにくるしきに上下とも撲射芸を式しけるに
兼て定め稽古所ありし家来も五半ち席に出され八
ね撲る不斎して其子細と尋ねるに多くは貧窮にして
弓道具調へ難きゆへ不参のよしと申者もありしを聞
小挟持の者ども悉く弓数一通り宛ち遣せしよりて弓具
なくて稽古ならぬものなきと云ひせし又藩に付て弓合
勤せさる事にはなかに武芸情出せ達しし下知せしまけり
小き嫡大和守忠恵依下子男女猶重ねて人は皆一芸ある者

を撰ひ出すかとて此相撲ども御前著者の所南所山代共
行事こうや川負こいふ名ふ立て為上那波ふ及と少
別波御代官と拵て第一番ハ七文仮馬ち別魂
ふ中かゝるなる人之此度私仮の事形り及ひたる也
たて出代共ハ小男ふ大仮ハ作付ハふ京初之ふの相撲
拵りなる事ふ〳〵勧云文清英の所ハ也を而ふ敬を
たて京之さる内ハ未云文こいふ事成と為ふ勧云作付
て地面令網の場悪之相作り為仮共令ふ者こも
を所ふ拵く為これハ私欲ふ仕て川負の名ハ時れ
ふ〳〵此事ハ七文もち仮の那波仮若方ふ面〳〵寸一
武士の意志大名の小男仮〳〵系合ふ人と足続き不
中ハ大男の方ハ益なり〳〵此度の事系合力中面〳〵

年元ん七文一の者者〳〵面ち為も仮奥分ふ所〳〵て下郷
て家国より依ハせられ〳〵かや貴も去なり〳〵所ふ小仮
遠江ち政一郡年ハ勧定の清性海ふ中ち也ハ者江ち
私欲ふ有〳〵仮渠ハ第人之仮ふ有ふ中ち貸人坪て
上方郷を永の場面所りの家来ともの未英を遠別を人
ふ面〳〵ち内抑仮孝潔仮ち忠清ち人足仕く命し
ふて事拵ち〳〵清英海ふ世ち仮人〳〵て依性奥貸
の所や方〳〵ふ所ふ拵判して元〳〵ち上の事ふや
見ひち〳〵仮み世列を南付来の中郷ふ上長ふ天下
のりて分仕ふ系人と仮ふ京ち仮ふ遠く白ふ所の
たひひん事と拵れ旦拵〳〵ち郷ふ合力百ち分〳〵
相撲ちの人付井伊国井ふ長ち拵ち忠ふ者〳〵

府会せしとぞ

一 戸田山城守忠昌ハ公私ふかく力に仕へしとぞ扨又
松平家事務くしたりしハ酒井雅楽頭忠世ハ山城守の孫
聟にして云ひなづけの女ハ秋元但馬守喬朝の老娘か
ゝしなれとも尾州家ふかく寵愛ありて雅楽頭を法いるゝ初
年小石川にて戸けるされハ家中の仕置ハ下小石川初ム
の内ハ外様にて松平因幡守信興後見して主君成ハ男
家ゝ為ととなく戸田山城守忠昌ゝ中にて決定ありされハ
貞享年中かゝる小石川初ムの内ハ外様にて傳ゝ伝来ゝや
多年と傾ゝ有る長者の一子ハ有るゝ若年なる故ふか
ゝて新しく人物ゝ父家督ゝ礼ゝ人ゝ者ゝ親ゝ同じ
何ゝ者ゝ外ゝ様次男ゝ

ゝ有る家業なれとも長ひ勤ゝ仕ゝハ此物ゝ嫡子ゝ法ゝ仕ゝ
すゝゝ又ハ引ゝ家督ゝ譲ゝ家ゝ外ゝ様ゝ譲ゝ家ゝ久ゝ者ゝ
内ふ彼傳ゝ病死ゝ又ハ家ゝ久ゝ者ゝ引ひ小石川
祖祢の中ゝ忠孝他ふ異なる者なれハ早速ゝ者の家
督の年ゝ小石川家ふ戸付なれハ口ゝ
ゝ家内ふ戸付なれハ四功の者の跡滅ゝ
他ゝ嫡子湯乳者なりて又ハ嫡ゝ
ゝ他ゝ仕ゝ家用
ゝ家ゝ
ゝ
ゝ

智氏印しお続ハ奈さ事之已ハ戸田家へ申遣よしの虎助ニ
仰せ小三郎家内あ人ハ山城ちへ引越して件の前の家督
所々の次男とそ申あり山城る事しハ右衛の我ハ内证
の続土ニして潤井於代先格の風俗作法とん一於事く
狗の我へ聊かも何とも評判申翻し　云義ハ此り申
たる事かくハ何かてそもう宿下りする中よしの様子ニ至く
家内者申者りハ小三郎風義ほ志似とも仕ての前の家督
念ニし申者ハ至く治左衛門上へ此上ちかても宜く実子と増
とふ於てもらせは出殺と同別ニ家ひ申所ニ入の家督ハ宜
さ事之貴云ハ何分仕り於さし当り謹申せよの此事よそてん
しと申せハいやしよ吾とも思ひとも評改申翻しとあるれハ
家内者思ひさ主論り小三郎とも申く子来迄ニ又因情るもそ

年しかの以因情るされハとて山別左衛の様子ハ可宿皆へ
立て打続段々にしも悔せらしきぬとて又ハ左れハ我もかくて宗体と
下よしく家内とも又あれし謹左ハ戸田山城る宅へ参りて主て
此事打続き申あれハ其内山城ちへ申あるハ在所ニ家内比類
此頼申しれとも見之様ニ治助ハも組様子を段々主て正統ニ
此尋のうへハ何座一通りと申　後し小三郎段々家内とも申れよ
とて悔おし山城る存分とも申ハ早速え不欲りて被申由へ
共お浅くて揃もて付取之出申かし申ニ小三郎部屋住
竹末大切の記ほ之共ハ不家用我不在の家督訴ひ占右情く
ほし増ふれとも致訳ふれハ主人の事ひ用ゆとも仕あれハ正百
而たる命て於りの度さもの役也とは云ふらして実子のた
うけ然み又ハ知行不行徒り相しかくは也おてらて亡父の

切ても充らいんら楽ヶ父ハ主人への忠一筋と存候一子なれとも
生得由ゐさる身にも此格て嫡とハ立さんとせしハ誠ニ忠臣之
大者生來雅子もいさし其後を追ハせたらんには於ま
てもなし又ヶ左様ニ相分たれハとて父ハ死後なれハ主人をも
家督詐奉付しまん何を存さる事なるへしや山城守か公家衛と
御治し申さハもヶ天子ニ又ヶ子の名無遠ヶセる彼嫡なる男
も宗用何も存のゝ人ハ分別（へつかり）ニ小知まて在いされよめしとも
去れハ同情ヶ此旅游く盛公信仰して甚通ニ家督申渡
なり候れハ其の山城守何もいゝ事ニあらゝ存し徒然なり
そして大ニ分まりにたゝひ其の事とせ

武野燭談巻之十七終

戊子十一月七日

中村直衛

一大目付役ハ家光公御代ニ初ておかせられ万石以上の
大名諸士ハ御旗本以下出仕病気紀念内偵奉幾条等
此外之大名諸事申乙許容出府の内としき存中幾何とも
見帯し重職なり於て柳生但馬守水野河内守両人
此役の者初にして表より御役々厳重とかく役付きや此目
付年ハ又旋旅本業中江戸並其の始終と見帯しとも
左右より耳承とゝや昔ハ御目付より此役役人の御用なる
に今も此役役より此目付へ御付しる役人となる事とも云識い式
の御書付此目付より先にして諸役諸事此系御るも
端雜の内の方此役役の方此目付し何る此式あるも
此目付ハ此役役の御よ在りるも又此作法とや古へくく
當中北の中此作法遠乱と紀し而後以上の旅本病気

當時未だ正しく御役の御役目を勤めされハ何れの出役も先
達ての同役の勤方少しも今に至る迄成る事目付役并ハ前々の
器量故の勤とぞ　家綱公五代の御時に酒井
修理大夫忠直又ハ社家の家柄とて年若大名のまじはりに相応
西湖浦の事論なく嫡子も病気に付て出仕次男ハ出仕
並に若年の御付なる事修理大夫病気に付出仕致さる
先々知らぬ人も有りし由城中にて評判ハ朝臣の席へ罷
出門明とて参内して其様子をも見ても何れも皆其事は
御様成けり其時病気なく城中にて御茶所の御物の
朝臣尊此場にして眺め奉る事ハ修理大夫にも知らぬ御目
付衆よりも見けん家を尋ね御水場にてあるいは説をもせよ
仰られ候仕細は大名衆にて答けり修理大夫如何にも答て

左て御役ハ御目付にて甚だあやしき心付の所に御物を持ち入りて詮
子細を知らず但修理大夫此ハ此由申されけれハいつくにても又
兼て病気の故城を下りも此事ハ見知る申されし
右付に成て申し述るを御役人中に大目付遣はる心得なく
兎角に思ひ心得しけれハ太夫仰らる所にもまして
修理大夫も備へていさいも承りて後ハ彼御目付代目
に成し申すべきと仰られ候由石見ハ何某に何とやら此事
あり又添へしうつりきしと修理大夫杯も一条を仰付られ
了し御用を申すも挨拶せられし事ハ内々にも成る
仰られ候をでんさん又此御目付勤しの御挨拶あれハ是
つる所を中されけれハ此の所成る上は名ハ御城内所持
勤むる役御家来にして只一人を添え人にして上意修理

[illegible]

一人と申すもの[illegible]

[illegible]

取りし次組の衆来りか迄来りて西丸にありて
下人衆のぬいまつる廊下にて柱をさしまちし御くく
右よと入んとしまつると御目付の衆人を押注せ
重ねて存く皆く押たし閉門よりもひける事
御目付何やらんに又周防守か書状を来りて書状
の有難かりし行さく趣は西丸夜番に出勤しける周
防守か思くとも日々下知しけるを人毎にふとも
出入をも周防守に届け出しけるも人々に称りかきと役
義と思ひして出しかんとせし者は取りくく重かるへしと
見せかく帰宿し仰付けるに皆申しけるに御役衆に放
閉門させけるあり然御目付周防守と同よりけもちり忠
坊とも又有きたはくく大番頭かた方の城を固め

うつくとの地に御目付中に見しらひてそ仰付ける御札の日
御目付より沙汰有之に別段案内しけるに先に御用相中
にして遁るきやおけん此程も如くく御役を放さま閉
門に仰付ける寛文十一年此役より御役を免ぜられ御補
之由取りける延宝六年よりみさを仕へ水野周防守
兼に取りけるは姓名御役一方取りてされは御免に成
此役姓名より姓名御役へ頭に相役有しに姓名ととも
申し周防守再任ありて大番頭之の格式と仕様へ
て仕ふまつりのをとりくも役宜へきや已来御目付中
御編は食く周防守か取りくくト部し大番頭は大久
同様よく被ま仰付らひ成おは大目付中より御札
初る御との通達は下有と御目付中も時と取くは案内ある

中れ利潤を為和りたに中付きうてく再度の婦と云ハ
法和の遠孔とわくみてやぬ中付きう成へ〜三郎の
以器は冥門と宮中ぬ法の冥門敬光せ也年
久く所敬ニ〜みてそう御付ハ　上宗和何ハ信〜こく
ニて乃ハ無い文祖主孔主方ハう郡名〜とく
文保六年ゆ以く大四郎ハ成けること　細倉奥
以法引く南〜ゆうけること人ゆり出ひゆる〜とく
法地湯鉢ハ天ゆ主く獄名く金度必主勇と法主時の
概中ハ概〜ゆう質外命使ゆハ郡名記業成せ出今
中ゆう板金内脂ニ主能ハ寛永十六年家智の指ハ
以法無く何公〜けるた中所ゆ原敬作う作ゆう〜に
岐業敬〜いハ二ゆと人ゆ書せく市ゆ主と敬主く

石敬と法〜ゆ主孔の出業と大原言堂ゆ指て敬ゆ
求る会勇と止く業法年中と送りけるハ主年の
業ゆう大敬市稿ハ法中定者ゆ成て法也けるに郡敬
法主ハ敬小勇ゆ敬法敬岐業敬の額ゆと法せて敬主
てけること後寛文六年の主ゆて法ハ市大連判
の列ゆ作付ゆう敬代市中の手物人の年月と法〜
敬と記〜勇と敬ニにける敬法敬岐業敬の額ハ指勇
ハたの〜に敬ゆう同六年武方在中小指ゆく為出
敬ゆ〜敬けう同八年ゆう三年法内京敬と仕主〜同
十三年に法ハ主て主て敬法〜て敬法ゆ原補敬ゆ侍
法〜成くゆ岐業敬の額と方く持せく解廟ゆけう
中人主と書ゆ敬勇と作法敬武時ハ二字と用ひく

人々と尋けれハ内膳正ニ申けるハ人ハ勇と云々と承ル元の
繰さるゝと志ハ申す〈志〉て物之段ニ冥加と之れ奉書
其判仕らるゝ人ハ意ニ修無し言を云ひ昔本末よく
遊栖の甲斐成り其時も定り居りしかの様之今ニ承
一分にて相続在るよ花もくこそし様相有けり自然ニ
出まり申す安政なるゝ諸人こしよハ法候仰る書物
未まりまつるは是け物何之れし猶就しけるよ其
何と是りて一くよ学路て左の書物とも悉く裁く後は
体而しけるよ家よりて町へ御ひ申けるハ今ニ内記
正ハ一家中ハ元より埋もれる人の臣属すへきとハ書物して
窮御ありんすと励し舎弟とハ家来に配らかけり
有人法方の書物一くよ裁きハいつし尋けれハ重ね

其節く比ニ壽此世り自分ても君父此外よ偏物と落よ
或く裁くるハ知らりし先今武家の儀式仕ハ雅楽頭
とらんとし書物もあるへき也小出は書物を承りて詳書
上よりそれしと物の御無段御取中心あらそ若きまける
此内膳正時あく酒井雅楽頭とハ近従も世そ酒井雅楽
頭とハ又ら備宗よくは一言とん在よ問ひ奇けりと一
家中も人雅楽頭学及ひゆしき人物と目を付けりと上
其用中立けるとかや
一 寛文の中比にや備前ハおね松平新太郎光政ハ因幡おね
松平相模守光仲とて山家へハ御付て其新地と拓
らせらる両池田国民の貴とや殊をまけん又いつなる
取んと命まけん事御よ城是て両家国務取よ両家

後付ひ難さりし処彼大まけりけり　合戦に及
者池田のかねと評定て兵へ寄せけるに評定不取りて
大名方上安総成ハ補城ヲ取打ち取る乱起り動
志郎打物へ攻寄りし剣志郎ハ早り角もう出細川
中ハ御上蔵部若兵の内へ但馬守たと申されハ先へ安
塚方へ申宣ひしらやさすらへ学び旦社ぞて肝要の
不まん月家中談せ続ひらし又此評定不つく程ハ
猶家先池西川ん付申しらや沙城へや今
難出氏宅へや相ちん部有しよ又法当修補に
有よ方と不如意成して倭忠の此に待人々出し急く
難りくハ上意と背く不すれハ自余の大名方ハ御付
不もん中と被先相て関東以来忠節といひ此家来[illegible]

宥恕有てら御む　上意ありてりん申一城に沙城とハ行之
難出氏宅も相りへかけて評定不へ同ちんは城よ不如意
実情とも私申さハ不遅ら出兎し其又合ひ申ぶ
故障病気し延引有下し識りぬ上京何と是
此法の本よ儀く去れ御新に打ち持もうもし
ら申に何義申し有く評定不申御待ち先用門
ニ御後もりしや相打大隅守久かね御りせく旅
うんと敵うましもと又ニ御付もんや打しも云法
志けるに久世大和守廣くも申しハ化備前因幡伯耆
修理当人たちに取繕ひ後よりさせる此事を承まし候
因幡しかりても当家三国の人ましなれまうりは堀殿
城ね中も有事し御しも背き此宅宗国大名ハ堀殿

西国大名ハ石垣を築出来ぬとや此所きん外まて入りけり
けるか肖と合く此度中ニまきん形末卿ハ其母公の
家柄にて以て大夫流布ニ御解也御猶子ハ大納言殿の
御縁なれは此旨安堵ニ仰る所を外にて仰付ハ和尚を仰さ
らくとつふ袖元年山崎まて被成分永意あり世に国
家も御りまきも郡まも角まて其国家と敬まん
掘もうるり堀されハ之有し押首に出るる也んに御陀仰
当家の敵ひ叶ひされハ敵けく此夢情有ニ仰付く
手得の大名ハ行くも出来して入く立役夢借に成よ
けるさしても見るも分けまハ町宅也し浪人分とも
敵を渡して出ろのの首と此衣を結して夜夢情に人
皆を撤しまけるあ刻を人ともも流りハ西目ると

施行子刻丑刻を夢借供まハ八ツ半か九ツ目庸人の
徒を着人はひきまて不日ニ城出来しも仁政の
おもむきそ世中ハ申尽まし

一 紅葉山八日ニ御霊殿造営出来かくし　後福寺御造営
正判被仕して安穏増長ニ御付けけり今ニ其霊廟と申し
けり其後いつまの年より寿人を召問ける年や前らん
雅楽頭清く成しけんし御りそうはいく人を右之の拘
所々を施り清く上下共実情勘過付を志りしため
けりや柳沢中将家臣勤のうり先代雅楽頭海家と
いうと相続しく我か代を延くは金銀まは志けりとの
綱吉公不寿をけりしや寿翁と旗本を役那を御の
ましん此旅ハ庶て下より八三上下那し此事御もれて

上官に達し候とも何成とも御内にて奉職を退き申入江戸
上府いたし候とも月日を送り申す而して老中御子細と
下申上候草莽の陪臣として雅楽頭様ヶ様の御非道御取計ひ下
御上より被仰付候段　東照宮様御孫に候へ共御沙汰無之候而何とも
被仰家臣善言申上諫を申上ル雅楽頭殿被仰出候而被仕
ならぬ事ニ候是ハ御先代御病気付御申し候へ共指置被仰
出候ものハ世様御政道相ニ雅楽頭へも申せ候而其何も
御前の如く致し候ても何の御沙汰もなき今度の
御仕置のことく改易遠島切腹退散被仰付候事も候ハ
家中ハ候とも其度ニ御仕置を下され候ても何もなく
御家門大老の職掌の御家を改易被成候ハ甚以不可然　何
共それ是非に及ひ不申候へ共御沙汰の候事

御家老候のうちにて御取立より吟味仕候て相続の儀を
願申上候処御請不仕候に付以之外上意
有之候而今度御自分様御仕置ニ而御不知あるん
ふかくいたし右の段御先代御例に任せ被仰付
候雅楽頭殿を以て被仰出候へ共御先代様御相続
の御仕置ニ候ハ延引の御事ニ相成候得共御沙汰も不有之
何成とも被仰付候へ御一門の御家を奉初申候
され御家中騒動いたし滅亡に及ひ申候
すべて此儀に付而も上様へ御対し子細有之何方も顧
申すべき不届の儀に付下々迄も被仰付御家国
已に滅亡と申上ハ時節を待候外無之君臣共家中
不和にて何も意を語ひ合て調ひ申まし　御上意

縁を延宝四年に行はれ候ハ例之通り成せられ候
家日記に延宝四年繁昌と御座候ハ例之通り成せ
つき者可有に御座候間御他事御一心力を尽し
なりき今日御用に相成申すべき上達して年寄を
なそらへける親族家ハ次第に成ハ中なりなり又ハ酒井
親王と唱へ一世親王の結婚成ハ此の時
素敵に成ハ下ハ上中ハ一般に不易に成て有親
けも成ハ御相続に成ハ有る中に御先代
なれハ有かくの妊婦のたゝひ内に形ハ成ハ
有例さ一生なれハ行末甲府殿又ハ行末家代
ても行末ハ行末成附ハ成ハ
と成中に成親一親王家と御軍に加つきなり時

ハ家と御家ハ中ハ未之例年一年先親王
家と御家に御相続ハ御先代 美濃守出生まて
御先御代の御相続ハ何成に有御相続ハ
御殿ハ水戸に共御相続ハ徳川御家相続
中ハ御ハ行末ハ行末御家ハ先御中年に御親王
の親ハ御ハ御先代の嫡流御相続と
御ハ親ひ御ハ御相続ハ御相続ハ
御ハ御ハ御相続ハ御相続ハ先御相続の
御ハ御相続の上ハ御ハ御相続ハ御
御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ御ハ
昔御の御相続に御相続と御九御つき入なり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
加賀国大乗寺の住持となる　文永九年[illegible]
国加賀の守護となる　同十六年七月十六日
播磨の守護となる　弘安二年八月二日肥前国
津の城主となる　西国に下向し給ふ　善光寺
に加賀国大乗寺の住持となる　実父八十
郎殿　名字を幸家の幸を成げる　加賀入道
けり　家綱公に仕へ奉る　内侍所守護人
かゝる時の様なりしかば　延慶元年七月
彼の城を自害　二年正月十五日の内
京都にて成敗　抜文に抑も大蔵の四郎
すり抜源氏　内侍所　抑当時の武士
佛堂に参り　数有既の解脱を得　今日御成
小て方つる事　大十二礼拝　恒例の一日も
怠り　[illegible]　[illegible]
経書　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
海軍　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]

[illegible]

文政十二年正月廿九日以武蔵氏本河入ル

中村直衛

武邑横領卷之十八

一元禄十年の比能谷の郷中に義兵を[illegible]
者共[illegible]間ゝ地方ゝ傾知行り義兵河勢[illegible]
[illegible]ゝ中分ひゝく長谷川[illegible]
[illegible]ゝに近郷の分ハ能谷小力の間ゝ[illegible]
御小御[illegible]代能谷大名の[illegible]
江城[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]者の[illegible]ハ[illegible]
の外地[illegible]上田の西ヒハ[illegible]
[illegible]知行西ヒ[illegible]の[illegible]
上田[illegible]の信西[illegible]ヒ[illegible]
戸田山城守忠昌月番成[illegible]ハ荻原近江守重秀[illegible]

[illegible]の場ハ二百石十分の場ハ四百石定めしも四百石越もてハ
[illegible]ぬ事一表裏のめしにて高ふるとく五年ゝ[illegible]
未を[illegible]して三年と法[illegible]ハ[illegible]
三年[illegible]ハ[illegible]武百俵作[illegible]ハ武百二十
俵減し武百俵しかる時ハ[illegible]俵程と二百石の年均をいて減
[illegible]年ゝ[illegible]定[illegible]地方ハ
[illegible]下人ハ水損旱損風損[illegible]
[illegible]の場[illegible]ハ[illegible]
場して人馬とも[illegible]ハ少物成と[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
合ても一二年ハ[illegible]ハ地面[illegible]

[illegible]れハ損毛の[illegible]ハ五年[illegible]
[illegible]年の[illegible]ハ[illegible]後ハ損[illegible]ハ
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

蓑ひ者ハ口惜さ仁や一とせ　松平右京亮　諏訪ノ神
田畑の家ハ　さ方仁御加場ハ　数仁七万石余ハ仕給
さ所の事ハ　萩原を江戸ニ右京亮　宅ハ仕給ひ
今度の賀と云ひ入を用入　源井　友之助と振さ中者ハ
御加場地方　何も関東ハ　先祖の不出さ者ハ中上
ら也ハ　為ハ　仕さ不ハ　少しも者ハ　ハ仕
云ハ　御ハ者ハ　右京亮　長左衛門と　友之助中け
さハ　諏訪　大さハ　氣ハ　振ハ　さ方　ハ　振ハ　事
と何さハ　ハ　ハ　板甲斐さ　二男ハ　合知場ハ　ハ為
ハ　御事ハ　ハ　板因幡　情さ　袴ハ　ハ　ハ
為ハ　家　場ハ　大石の　列　ハ　ハ　ハ
一郎の　御事ハ　七万石の　御恩　今ハ　ハ　ハ　

かうて那々もれハ国と浪さるくこも若しめ〳〵氏郷へ能
ケ方ハ成てこ〳〵方方か〳〵係く寄度て下付成たれとも
又の成ハ寄ハ方侍の様代様く傾ケの仕至ハ方者の
併四人ハ一方と成して同門中付方方併〳〵別方へ
西手なくてハ那件浪人なる成紙〳〵別へ也ハ紙
と一言も不申て居侍り用つせたの下知なるあ
西生ハ武要の事ハ方〳〵ハ一家中中見より与馬の警古
歩者して的場ハ方ハ小的と方〳〵ハ武寸鉄砲も
又用向の警古のく様ハと所〳〵ある

一旧藩学派寛文の法ハ物様作法なる新成京紀と仕むし
ハ衰形ひしいひ又ハ京紀花藩ハ作なる〳〵用〳〵
関東ハ法の用なる松会用猪氏主紀上源〳〵此所方所

事ハと言ハ上の六波羅方検断の職と成ふれく
方侍若校なる四家対なると中付〳〵る古御ハ主紀上源
なて 公家門流の拝奥なる人用もうけ先町中の奴
ハ花実と思〳〵ける人〳〵ハ庭訓の目検校と成る事
ハ会ふ〳〵出せハ長ハ検校〳〵ハ庭訓の目検校と成る事
〳〵ふ庭訓中ハ会ふ祇園くいふ石勢ハ方事と知りて
京紀のあ方所人検校仲ハ方ハ祇園紀石ハ方
学て内猪氏先ハ者の服と方ぬき育用ハせく庭訓
仲ハ方ハ加ふ角〳〵法ハ方あれハ知れて庭訓の検校成
稽医〳〵方成者く宰会ふくゆうれる山ハ氏郷
波会十重ハ者作ハ作り重復流の言葉入の供奉せ〳〵
を法くいま〳〵むれハ法る成考く宇治橋の右衣検〳〵

なりと様也て命〳〵ニ為ニ
因縁ニ一生の後悔をしるや一ヶ月の利益の所斗も
用入ハ作り出し〳〵もの姓名と蘭干ハ形付て名字ハ仮ひけ
一 古屋根換ハ改正上京〳〵して後禁中ハ御〳〵ありハ今ニ
今年の所ハ大家の名ハ〳〵堂上の御法ハ御ハ名〳〵男女
ハ女ハ御法の三年御〳〵祝ニ〳〵〳〵〳〵〳〵遠の
白の帝ハ悪〳〵ハ〳〵〳〵〳〵〳〵

及ハ小栗兵庫頭殿ニ対シ越後家の仕
方の御不毎年之馬方ニ不審ヲ掛ケ の事一件と
流文ニ対シ不届ヲ掛ケ 海老原帯刀ハ此流文ニ
清水成附ケ 此小栗形と書せ成附ハ此ニ対シ速判ヲ出せ
たるハ此流文ニ 此掛西ニ対シ出張を行人 京ニ震ひ掛ク
事と考ヘ 合別者ニ 表感ヲ作シ 河内守作ヲ
西民 後者作 豊後守 幸社奉行 勘定奉行ヲ兵方ハ不忠者一の者ニ
ハ小事 参流文ニ 流文掛出ふ 怪ふ知れ 立番
越後守殿参ヲ及ヲ成物て仕度ヲ付ん 流文手形ニ
ハ小事ハ入ま ハ自分の勝ニ重て たくたる非義
公儀の西事ニ 越後殿 御ふ 殿ヲふ ヲ作ヲ
事ニ 流文判形ニ 成たる事ニ 西ヲ 成

西ニ知せん 小栗ヲ兵庫小殿ん 参ヲ 流文判形
成ヲ 自番の忠義者ニ 一分の勝時ハ一よ
ハ事と 上ヲ ハ事 形 ヲ 此ヲ 詳ふ
せ 不審せ 小栗ハ一言の 表ふ 作ヲ
聲高ヲ 小栗不敬者ヲ 松平越前ヲ 御意ヲ
作付ク 小栗兵庫頭殿 大ヲ 松平伊勢ヲ 御改
縮ヲ 又切腹ヲ付ヲ 萩田主馬 大病ヲ
遠島 放ク 越後ヲ 西ヘ 流
させ 小栗ヲ 不忠 成
御役多ヲ

一 松平伯耆ヲ 正信 敬 者ヲ 文 正信ヲ 金子行 早世
ゆへ 伯耆ヲ 遺領 正信 御在事 文 表ヲ

猶子となりて伯耆守正信ハ実子なりしかとも庶子なりしかハ用人
書物を好て能書にして絵書をもよくし鳴物を嗜ミ諸芸
の物知なり上士ハ三寸の吉光を帯し人を殺し中士ハ脇
差を用ひ下士ハ鍛刀を用ひしかとも皆々持ち歩くものハ
三寸の吉光かしのあやをなかく邪魔と害をなすべき
物なれハ若小姓抔なへきハ一言にして一生を会なりと
ちくやされハ茅沼年中小奏者番小姓抔てよりて
貞享年中小到りて二十余年三寸の吉光を用ひる
事なし如何なる訳なるやと別業の沙汰ハ不載とかまへ賓客
入来あれハ利彼の載の世業と調味ハ付て兼業と称し
兼業を物の本にしるし兵書の具門弟を拵へ置ハ
なるとも流ハ絶ハ絶ハ絶

小かまへ的場と唐ふ分むて鷹匠をくゝ定めある地にて
諏訪ゆうと月ふ六度元より家中の馬と如兵具ふかれ
うせ表ハ水練習をしけませ自ら先浅草川の方河を
二六度元曲ふ流く乗者と足ら放海法をむとは仕和
を立ての附ハ庶横川特ふ乗ふ家中の者の働を減ず
ある延宝六年ゆうゆう諏訪方更開門せ一年ゆ一此時
馬たの口入をへさや兵今迄ゆ出馬放ゆ一年兵代さ一
和く居さや家国ゆゆもゆ中ある れハ諏訪方更兵成年とゆふ
とのゆ卯 馬ハ口と入居ゆ時兵ゆれハ家ゆゆ乗ゆ馬ゆく
て何ゆて軍用年ゆへきたゆひ用つ死居ゆれゆて
元ハ毎日の出仕金ゆり若ゆも何ゆゆハ秋家ゆゆハ開門
ゆて居ゆゆゆ一方の物ゆ居へゆ者ゆ馬ゆも主

居ゆ計ふく何の用ふも立ます一作一強ゆ数ゆゆねゆふゆ
家ゆ世ゆゆ下知ゆゆゆ長後開門ゆ年ゆゆく其年の
書ふ敬免ゆ一次の正月程自ゆゆ上と悔り年始祝
式ゆく出仕ゆゆ紙人ゆゆふ秋ゆ年御月足仕
祝ゆれハ 公方家御諏訪様ゆゆふ南表元日ゆ
御国と蒙ゆハ家ゆゆ用法ゆゆゆ一ふ御威光
ゆゆ一天下の者ゆゆゆ秋ゆゆゆ中一悔む不ゆれハ
門ゆゆも押開ゆ世ゆハ和ゆ悔の仏物ゆ兵今の御年ゆ
ゆゆゆ家ひゆゆれハ父母の孝行ゆも入人ゆゆぬ而ふ威
ゆゆ年ゆ一ゆ一陪庶ゆ仕ゆれゆる者と八中一ゆ忠ゆれゆる
室下代ゆゆ仕法一生仕ゆれゆる者と八中一ゆ忠ゆれゆる
私の用年ゆゆ分て私ゆゆん年とゆゆふ称ゆれハ偏仕と集め

和漢の人々へ書状を送り申候て海賊の海賊と
笑ふ成敗と礼を申海賊沙汰ハ一日の足延使者恐色
々ふ謝礼と云て去り申候せ〻此儀ハ室戸若狭
し時分の沙汰と大体〻新のめ〻沙汰日ハ忘申
庚寅の〻〻対面の万ふ麻上下にて沙汰若狭〻
義を以沙汰以下仕る事ハ外様と雖及門出
室戸の山右衛門と申て沙汰様と仰ひ時より人を
て也仰ひ共後庚寅より入りひ〻一生時ゆく人の脇貢と
所〻に所知〻家と足利を子息と生〻三ヶ也又人
〻仕方を〻〻たく〻ハ嫡子親貞依忠澄次男右京亮ハ
本室後の子るれハ一入の恩ありて嫡子のあるひ
とんふ共為成敗と正〻窮屈して諸士共願と敬ふ

たく〻と付物も共後命ハ忠澄の父と成る事ハ
仕りまとも事敬して父子の為ハ切門まく人と称ひ
安渡教戒ありけるゆ為も角も家中の者の列
敬ふ〻〻ひ次男左京亮とも又次郎とも聴為大形
中世国家ハ育く兄と敬ふ称して嫡子ハ庚子まて
武芸学問と者小前〻ありける

一 本多作兵衛忠義ハ中哲左衛忠勝の孫ケ小笠原貴殿
将軍家の御心ハ〻ひ庚子ハ大為と成られ
ありける為ハ〻〻一生作兵ハ矢芸と称嘆し
小笠原流〻〻武芸坊〻〻〻ハ矢相撲名
ありて世の潤ハ名と改小不及て
作兵ハ〻〻〻子息修多ありける

病子にして忠平次男長門守忠利三男越中守忠次早世
四男淀山城守忠晴六男淀藩主忠言いずれも万石以上
にて大名の諸侯なり〜次男長門守は家中小
方の者の子に因て小名部へ召れ藤内の方に住
居まして家臣小名〜に別邸ありゆへ忠方
忠こやう小川内蔵助忠直と称し〜此者宗門異端の者にて
つゝけの御小姓小名部へ初めて家禄に成しものなり
忠直武人にて中〜の家風代家〜に違ふ事いふ
計なし〜誰もかくして育てくれ仕〜其子を引たくし
かんなんのさるとも生れ病なり〜父の教戒のかくな
らねば学くして却て不孝の極なり〜世上の父皆
己と思ふ〜我小等〜かゝん事と思ふ父大方を省

かりしてこそ子小必大力を出だす所〜大勢なる用なる
又は有徳なる者〜乳貸の父〜ら事等〜かゝ
ぬ小利大利の区別深く父々面倒なる事ちく接れ
京師安智のたくひ多〜深く小能もちも二男越中ちも
病弟なれ共其子とゝなる事〜父小ちゝ〜あれ共其子の
教育とゝなりてこそ〜ふ生〜立んと父の位とゝ
とゝふつゝやくゝ〜都京武士有正倫の云〜も
中ちゝ中勢大病政武の批判ともいひ〜（悪く世の批判と思ふこと少なく）
一元禄七年の春京師伊牛ちゝ豊松中小〜て病死有
ちゝ内室八酒井河内ちゝ忠昭（後能登守忠挙）の女ちゝ〜孔此家の
事〜と元ちれ有ちゝ我娘の御小二歳の男子ちゝ伯
中ちゝの妾腹〜十歳の男子也元よりちゝ先〜と河内

号宝中へ形ひらるハ伊中ら本妻ハ嫡子出来ること無く
二男ハ長沢ハ立ハ立ハ長沢ハ十歳の男子なハ
長沢へ家督六万石余と成ハ下ハ殿の後成ハいまゝ御祐
の中へ吉育せらるもて嬰ふるなハ知て相成中
成へ形られ成ハ彼家督ハ綱りんと申成られたと
ひ南蛮ふらるも等編られハ嫡子なりとして京都後成
彼右衛門ハ六万石余を綱り妾腹の長男ふ吉育知と
ゆむなりの長沢の事ハ松平氏敬神四郎へ
系図ハ相成ハく辛中風して為ゆるとなりふ嫡子ハ
相へ初元と云又氏敬ハ補の七兄松平勘ヶ田氏清ら
嫡子と大八氏次郎ひたふ氏アの子のこゝふ吉育ハ
なりて六子石の知行四子ハ嫡子相へ初ふ弐子石と賜

大八ハ分知形初ハ長沢と書付とハく久貝忠左つ西方
長沢形へなりハ此久貝氏アの兄ハして久貝忠左つ
正清ら吉育して南村ハ特ら沢成籠家成忠左なりけ
ハ八山形へも長沢なるふ家督沢仰付ハ長ハ嫡弟の
成長付なるとも不申と沢ら兵ハ知国成ハ不沢成
四子ハとは兵成前なれハ大八ら沢下二子石ハ氏アハ
一子相へ初ハ沢ら之の四下知と嫡流の内為ハして庶
流の大方石ハ付ら氏アハ補氏成神ねの長
形付ハ以ら申あり
一稲葉伊勢ら正信ハ稲葉内匠沢正成の末子なて母を
松平左衛ら忠義ら妹なりハ丹後ら正勝ら申ハと
ハく吉安二年御書流書沢牧世佐渡ら訳成佐成

領り家名領知し来りし所元禄元年幕府上書して
所を改り来りし所宝永三年七月宮の領地を改め家
安義嘉文兵衛と云人礼心自滅のよし被聞せしよし然
久世宮内と云れ書中に奏聞致歎実検せしし聞さしと
右の通り持物（脱）とかき切り取り足人て死後拝せしよ
況概は世と掛り来りし仲かし一和書中に寸一の不審仕
別段を以て来りし伊勢国家人不残江戸より出て稲葉
更流罪西別と江戸人別の吟味して大概近辺虎後
の者の仕業かしんと八家しし家日寸一と礼心
なるし中来り稲葉の一門与力奉公相日穿鑿有
来り因し前のし中て一定礼心と知り来る時小今日
流りの者今小更流罪来り八七評定別小南家他家

親類縁者打寄代々保中て伊勢国死後ゆへ不明の儀非
なし相日と送るしいへとも さのし日数と御下成知ていらし
来り江戸今日と流り小後し
の年一と来りゆへいつ知れ寸八三色り中と
資次市庭小行しも来り
足小来り江戸代廣し少後家のう人
御礼しも四穿鑿今日と流りしの成形て寸志不寸
申三小あし寸一家つの暦し打寄て見写式の通仕り
も御会所と君業小おし御下成下と寸しし更流
与中庭して庭小御
流し寸一小御流りされ見日いし
当家用安義嘉文兵衛つ何れも寸せら向し来り伊勢国成

礼に自殺勧めかくの如き日法の乱れせまく汚濁なる生付は
海の西にふ山岳に異色の珍かなれて奇異礼されて如色
と変せるかくの如く毎度薩藩仕合何もそれが威勢と
信ずれば来八格別よ海に八家内の為にして之を礼なる中
分に色珍ふ死別れ山へ十数ふ自害いたしたる（勢力の
強中海和てたく云ぬ中の中方色不審の一方次ふ御奉公
ふ礼色と若き世礼に分るぬ事数へさと立成礼に中数
る事色二方たとひ自害もせよ横死礼へもせよ近習の
事必ず伝ずふ成形ひ水火の責とも難く下数ふ左へ
なくして一門と名中御家他姓と云ふ中まで立成形
御ふ為すのく礼にもせよ徳家色もわく家光の後数ふ
為ふ中数ふ一の曲者に只へ色と心く

先家臣と海ふ有れしと常ちふ天藩ふ成行き
所ふ仕れ行く共論藩に礼ふ信せども此味の仕数有
へく彼表大藩ふ日法ふ易き情事に推くそと同ふ
推いふ事も方き関ふ小鹿後移れ表内うて表家他ふ天
方といふ者の色ふれに別表内と名死ひ中ふ乃ひ
程ふ表ふれも一番不御中ふ附ふ彼者の如と表内
前ふして門張榜同へ共ふ如状せとそふ成人ふ
も法くあくひふ共表天藩ふ表内数ふと云者と成て
彼家臣表大藩ふいせ世ふ八表内（状一色ふ）文神八
好む右色主人伊勢ふ成と表へふ事形色ふ成不及色礼
白状中ふの書状と表ふ書世ふ表ふ表へ
げ方き御へ者く汚ふれふ事作ふれふて状藩ふ

と国解をもつて所に利をつけ申ハ勝と罷りなくい相(不)書
きて出ハ書くの儀書をもつて仮名を用ひすてきなかしも
侍ものハ物のめく書て出されよ若者ハ書くハ敷ひかさ
事柄同じ様なるの中知ることいられて書ものをもれ物のこの
めく状ものをもと存用ようなれ、先と扱ひして口語を事
多く貴と称めるくしも一度ありきしく節約せ一回とるく
秋ハ今と白状せをもしふ新金の袋と書して出先上を
色しふ百度書ものを書色の事を人知ることゆく
紙帳をもく物りて書ものふ新れと記申て
書ーーーりと白状をもれ共白状と以て書ものふ書
長ものふ罪ふ作ーーるの要添を別業りして書ものを用ハ
大罪ふ節付ける仮親新をも罷せーーーの書ものを要文

州要店の家中ふ改面帯書して大勇と共子改田何ものハ相沢
仮節付ーーー公文子又切仮ーーー中付伊場の忠能の一子相ーーー助
正休家賜ハ伊場ふ稲家原ものーーー号ーーー延宝二年御
小性組番沢相ーーーの同六年御書流書沢田七年御例
天和二年若年寄ーーーの意ものして大方石仮せーーー田
二年七月九日於江戸中堀田筑前守正俊と計ーーー新ーーー
徳家新地ーーーものとして

武野燭伝巻之十八終

武野燭談者於益城郡矢部庄目丸村山中
孫嶽之下吉倉神祠一小祠之側自文政十一
戊子冬十月十九日起筆十一月八日以
荒木氏朽也翁之本寫之　中村直道

一

世の男子に成て[illegible]ものは[illegible]後世[illegible]
[illegible]の[illegible]板倉四郎[illegible]今日[illegible]
京都清水氏に仕[illegible]清水[illegible]
[illegible]清水[illegible]
[illegible]大坂[illegible]に[illegible]
[illegible]すべ[illegible]
一[illegible]
[illegible]
方の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

と仕[illegible]
[illegible]
男[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 板倉伊賀守京都所司代ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人の宮ひ[illegible]に大坂考れたる欲のまゝ大関ハ西細部[illegible]共
解と言ふ書年に之をうつしとれ共其[illegible]を法令する
と伊勢なる[illegible]の制を人[illegible]
法度代の学[illegible]定り押定して松の見しを法会
紙りするかと[illegible]
用代りの[illegible]大法の作法と関ハの学の
多へ[illegible]松[illegible]中に[illegible]の武田元光の書りしと
之容貌と学及元光を[illegible]
らもたるに内命とみうり主を敬を欲[illegible]天光容
さり不りとハ主人の法令に知[illegible]
之[illegible]
[illegible]

[illegible]

一天の業と願く衆声と唱へ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年倫四郎ちかの戒判にて[illegible]
[illegible]と申[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

中井大和守殿[illegible]
の人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

此度流儀を広めようとして高弟を作ったり、
[illegible]ようと考えられたのは、
[illegible]の本流の規則を
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

中さまをしらす

一 元禄十年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

器一わりの武士と申す一用しるくハ活を文仕候武を体能
せしるくハ命なれの度ハ[illegible]梅よ[illegible]人[illegible]とくに梅ハ二月と
申しる去年しるくしる大将軍しるよ紙梅しる梅ハ被懐す
くなくして仕しるしる家の勢と成京しるりしる

一京孔の伯家一族ハ松平甲斐ち紹輝ハ又伊達ち伊綱ち伊
て命ひしる高麗の日も活仕伊達ち軍官よ第くよ孔
以下関徳の家中諸侍の伝ちしるりの日ハ家ち新ち雑人と
尺くしる法ち法ち吳氣想家と侍候しる家中故一附きやく
りくしるりしる孔想軍令伊達ち一ちハ人の軍すると又
相伝の日ちしるしると第ち甲斐ち日ちるたけくしるやしるいくしるた
命ちると伝ちるひ世ちくしる伊達利ありしるや一ちの大名
といひ孔ハ想軍の命と用しる伊達ちの一ちの孔ハ軍の習

天徳の[illegible]ちくしるの孔ハ[illegible]ちくしる[illegible]ちくしる[illegible]ちくしる

不用微沈の御えまく候間の仕方くらい之角矢拵形拵の様
にて拵申上之軍勢様子二通りにて拵仕之紙之武
器絵様にて能き出来（不時の節之毛仕方之用
方せさりの御人るもこれなきもの）
きさら陳小屋と常仕方申人たさ（おさ）るき用方
にて共所にて支度なるもの之紙にて小屋之陣
つやくにて甲冑なる者しハ陣小屋ハ御之礼用之
う仕小やにて拵申用意せしいつハ月之上落ち之ハ出油
高麗出之高麗ん時大長之作せハ都中ハ出陣なるへ
所仕下切仕なるとハ合申仕時を見ものにて球之大事驚き
出上下の御人一人之御拵ハ高麗之事へ
現拵ものとハ御之礼之用之事へ
現拵ものとハ御之礼之用之事へ 寛文の頃月之

出油石川国の甲冑なるて用意の陣小屋拵なる所之
油井ハ小屋と高麗ハ御ハ甲冑の小屋と御之礼
用と陣ものなる

一家綱之時酒井河内なる侍従の拵の様の様と
勅使西洞院なるして天狗面仕方の様様人の出る
なるなる河内なる義年寄早てなる備へ出武者御之
なる内を武器を小なるを一流て一日ハ所なる又拵
又拵く体ハ中の別書様ハ武拵ものを二用対之
と書ハ出ハ（たち）の日年之けの餘かなく今ハ為なる
用ハ陣ものて藤なる侍なる様なるなるけ
又拵ものなる内西仕方定病なる礼為なる
なるなると拵ものなるなるなるなる

一 河邊郡原田西畑 [illegible] 又左衛門 [illegible]
[illegible] 何として相伴とし 脇を奏し
[illegible] 自分 [illegible] 抑 [illegible] 者ハ [illegible]
[illegible] 或人 [illegible] 御 [illegible]
[illegible] 武士 [illegible] 者ハ [illegible] 正
[illegible] 結 [illegible] 今 [illegible]
[illegible] 何 [illegible] 地 [illegible]
[illegible] 中 [illegible]
国務 [illegible]
[illegible]

[illegible] 西成郡の堀田勘兵衛 男と
一 堀田を元西国の侍人 林作後 西成郡の堀田勘兵衛 男と
二市と法人して 溝 [illegible] 春日 [illegible]
[illegible] 堀田 [illegible] 西盛 酒井
[illegible] 解 [illegible] 上 [illegible] 今 西 [illegible] 伯
中 [illegible] 二男 [illegible] 西 [illegible] 一 [illegible] 男 [illegible] 安 [illegible]
[illegible] 弟 [illegible] 弟 [illegible] 弟 [illegible]
[illegible] 弟 [illegible] 弟 [illegible]
[illegible] 一 [illegible] 一 [illegible]
[illegible] 一 [illegible] 一 [illegible]
[illegible] 一 [illegible] 一

加賀守殿御上京之節御供仕罷上り西京下の
天満宮毎日御参詣ハ御名代の御家中
[illegible] 城医者[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四辻ハ上ヶ時ニ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
一[illegible]年[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ

[illegible]人[illegible]山城守[illegible]
以[illegible]とちり伴うり扱[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]御セハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 奥羽天保元年八月廿九日御用状ニ寄申上候御家来[illegible]
[illegible]十万人家来二万人次男伊豆守
西尾丹波守殿[illegible]
御[illegible]日二年ハ別ニ山形（丙寅日二年）ハ奥羽御[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文政十三庚寅二月四日　中村直道